

# 15 プロパー融資借換特別保証

一定の要件を満たす方を対象に、経営者保証を提供している既往のプロパー融資について経営者保証を提供せずに借換いただける保証制度です。

資格要件	<p>【申込人要件】 申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、(1)～(4)のすべてに該当する中小企業者(法人)</p> <p>(1)直近決算において資産超過であること (2)直近決算においてEBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること (3)直近決算において法人・個人の分離がなされていること (4)保証協会への申込日時点において返済緩和している借入金がないこと</p> <p>【申込金融機関要件】 本制度による保証付融資の実行と原則同時に(1)または(2)のいずれかに該当していること</p> <p>(1)経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること (2)経営者保証を提供している既往のプロパー融資(本制度による返済部分を除く)の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資について保全がないこと</p>
資金用途	事業資金(経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金)
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合:4億8,000万円) ただし、申込金融機関における保証限度額(既往の本制度残高を含む)は、申込金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内とします。
保証期間	一括返済:1年以内 分割返済:10年以内(据置期間1年以内)
保証割合	責任共有対象(80%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または分割返済
担保	必要に応じて徴求 ※原則として有担保のプロパー返済資金を含む場合、当該担保を徴求する必要があります。
連帯保証人	不要
保証料率	年0.45%～年1.90% ※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
必要書類	・所定の申込書類一式 ・財務要件等確認書 ・借換債務等確認書
備考	・固定かつ低利でご利用頂ける和歌山県中小企業融資制度(資金繰り安定資金[借換])がございます。 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。詳細は「和歌山県中小企業融資制度ご案内」をご覧ください。
取扱期間	令和9年3月31日保証協会申込受付分まで

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。